

東大阪市小売店舗の出店等に関する要綱

(目的)

第1条 小売店舗の出店等に係る届出について定めることにより、本市内における小売店舗の立地状況等に関する情報を把握し、本市における商業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行なうための店舗の用に供される床面積をいう。

2 大規模小売店舗とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 m²を超えるものをいう。

3 中規模小売店舗とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 m²以上 1,000 m²以下のものをいう。

(届出)

第3条 大規模小売店舗を新設（既存の建物の床面積を変更し、又は建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。）しようとする者は、東大阪市大規模小売店舗出店計画概要届出書（様式第1）により市長に届け出なければならない。

2 中規模小売店舗を新設（既存の建物の床面積を変更し、又は建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）しようとする者（以下「中規模小売店舗設置者」という。）は、東大阪市中規模小売店舗届出書（様式第2）により市長に届け出なければならない。

(届出の時期)

第4条 前条第1項に規定する届出の時期は、大規模小売店舗立地法第5条1項又は6条2項の規定による届出前とする。

2 前条第2項に規定する届出の時期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合 当該申請前

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けなければならない場合 当該申請前

(3) 前2号に該当しない場合で、その施設が中規模小売店舗に該当する場合 中規模小売店舗に該当する前

(届出事項の変更)

第5条 第3条第2項に規定する届出を行った中規模小売店舗設置者は、その届出事項を変更しようとするときは、速やかに東大阪市中規模小売店舗変更届出書(様式第3)により市長に届け出なければならない。

(委任)

第6条 この要綱について必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 東大阪市大規模小売店舗出店協議要綱(昭和62年7月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前日に東大阪市大規模小売店舗出店協議要綱に基づいてなされた届出については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。